



福岡医発第 3354 号（地）
令和 2 年 3 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡)」に関する Q & A について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等につきましては、本年 3 月 12 日付（福岡医発第 3276 号（地））文書においてご連絡申し上げたところですが、当該文書に添付の厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」の特にご質問の多い事項につきまして、今般、厚生労働省より、Q & A が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について
(令 2. 3. 16 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保険課)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ326)(介196)
令和2年3月18日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(令和2年3月6日付事務連絡)」に関するQ&Aについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等につきまして
は、本年3月10日付(健Ⅱ307)(介184)文書においてご連絡申し上げたと
ころでございますが、当該文書に添付の厚生労働省事務連絡「社会福祉施
設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日付
事務連絡)」の特にご質問の多い事項につきまして、今般、厚生労働省よ
り、Q&Aが発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市
区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し
上げます。

(添付資料)

- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年
3月6日付事務連絡)」に関するQ&Aについて
(令2.3.16 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者
支援課、振興課、老人保険課)



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について（令和 2 年 3 月 16 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」を都道府県等に対して発出し、周知を図っているところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご丁知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について（令和 2 年 3 月 16 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）で告示しているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおり Q & A としてとりまとめました。

管内の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問1 消毒に関し「次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。」とあるが、本事務連絡上は、消毒薬として示されている次亜塩素酸ナトリウム液に係る注意事項であると考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

なお、本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点として、社会福祉施設等で実施する消毒方法等をまとめたものであり、次亜塩素酸水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではない。

また、消毒については、本事務連絡では清拭することとしていることに留意すること。

問2 消毒に関し「トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う」とあるが、次亜塩素酸ナトリウム液による清拭でもよいか。

(答)

貴見のとおり。ドアノブや取手に使用する際は、次亜塩素酸ナトリウムの濃度は0.05%となるよう調整すること。また、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性を有することに留意し、清拭後は、水拭きし、乾燥させること。